

平成二十一年
第一回 市議会臨時会

二月十六日に平成二十一年第一回市議会臨時会が招集されました。

この第一回臨時会は、地方自治法第百一条第二項の規定に基づき、議会運営委員会の議決を経て、議長が市長に対し臨時会の招集を請求して開催された臨時会であり、審議された案件は、市長の専決処分事項の報告二件、大田原市議会議員の報酬の特例に関する条例の制定について、大田原市議会議員倫理条例の一部を改正する条例の制定についてでありました。

報酬の特例に関する条例については、議員が、議員の職責及び住民の信頼に反し、議員活動ができない場合における当該議員の報酬の支給について特例を定めるものであります。

議員倫理条例の一部改正については、議員は、倫理基準に反する事実があると疑惑を持たれたときは、自ら潔い態度をもって疑惑を解明し、その責任を明らかにしなければならぬこと、また、議長は、倫理基準に違反すると認められる議員に対し、会議等への出席自粛、議会役職の辞退、議員辞職等の勧告

その他必要な措置を講じなければならぬとする内容であります。

これらの議案につきまして、それぞれの臨時会において慎重に審査を行ったのち原案のとおり可決いたしました。

なお、全議案の議案名及び審査結果は次のとおりです。

報告第一号 市長の専決処分事項の報告について(損害賠償額の決定及び和解について)

報告第二号 市長の専決処分事項の報告について(和解について)

議員案第一号 大田原市議会議員の報酬の特例に関する条例の制定について

議員案第二号 大田原市議会議員倫理条例の一部を改正する条例の制定について

原案可決



用語解説

一般質問で答弁されている用語を市民の皆さんに分かりやすく説明いたします。

※1 ヒブ(Hib)とは

ヒブ(Hib)とは、正式にはヘモフィルス・インフルエンザB型菌という菌で、略してヒブ(Hib)と呼ばれています。冬場に流行するインフルエンザ(流行性感冒)の原因菌となるインフルエンザウイルスとは全く異なるものです。この菌は通常小児の咽頭、鼻腔にすることがあり、そのままでは病気になるませんが、血液や肺の中に入ると、髄膜炎、敗血症、急性喉頭蓋炎などの深刻な病気を引き起こします。小児細菌性髄膜炎の原因菌として、このヒブが97%を占めており、年間六百ないし七百人が発症し、かかると5%のお子さんが亡くなり、約20%前後のお子さんに後遺症が残ると言われています。

ヒブによるさまざまな感染症を未然に防ぐヒブワクチンは、世界ではすでに百か国以上で接種されておりですが、日本では認可が遅れ、昨年十二月ようやくワクチンが発売されるようになりました。

市議会を傍聴してみませんか

市議会本会議及び各委員会は、一般に公開しています。

本会議の生中継は、本庁舎及び各支所・出張所の大型ディスプレイや各地区公民館などの公共施設に備え付けられている開放端末(パソコン)においてご覧いただくことができます。

本会議の録画映像は、市ホームページにて配信しております。ぜひご覧ください。

大田原市ホームページ <http://www.city.ohtawara.tochigi.jp/>

お問い合わせ先 大田原市議会事務局 ☎23-8714



平成21年

6月定例会

開催のお知らせ

会期(予定)

6月8日~6月18日

※一般質問内容など詳細につきましては後日、議会ホームページで公開いたします。